

## 第2章 保存管理計画

### 1 保存管理の状況

#### (1) 保存状況

旧関川家住宅は、文政2(1819)年以降、建設から現在まで保存修理工事や主屋屋根部分の葺替え、壁の補修などが行われ、その痕跡などが確認できる。

次頁から重要文化財建造物である主屋、道具倉、米倉、表門と裏門、水屋の状況を記載する。

なお、歴史的な見解及び考察については、『関川家住宅工事報告書』(昭和53年)及び現状の現地調査を考慮して記載する。

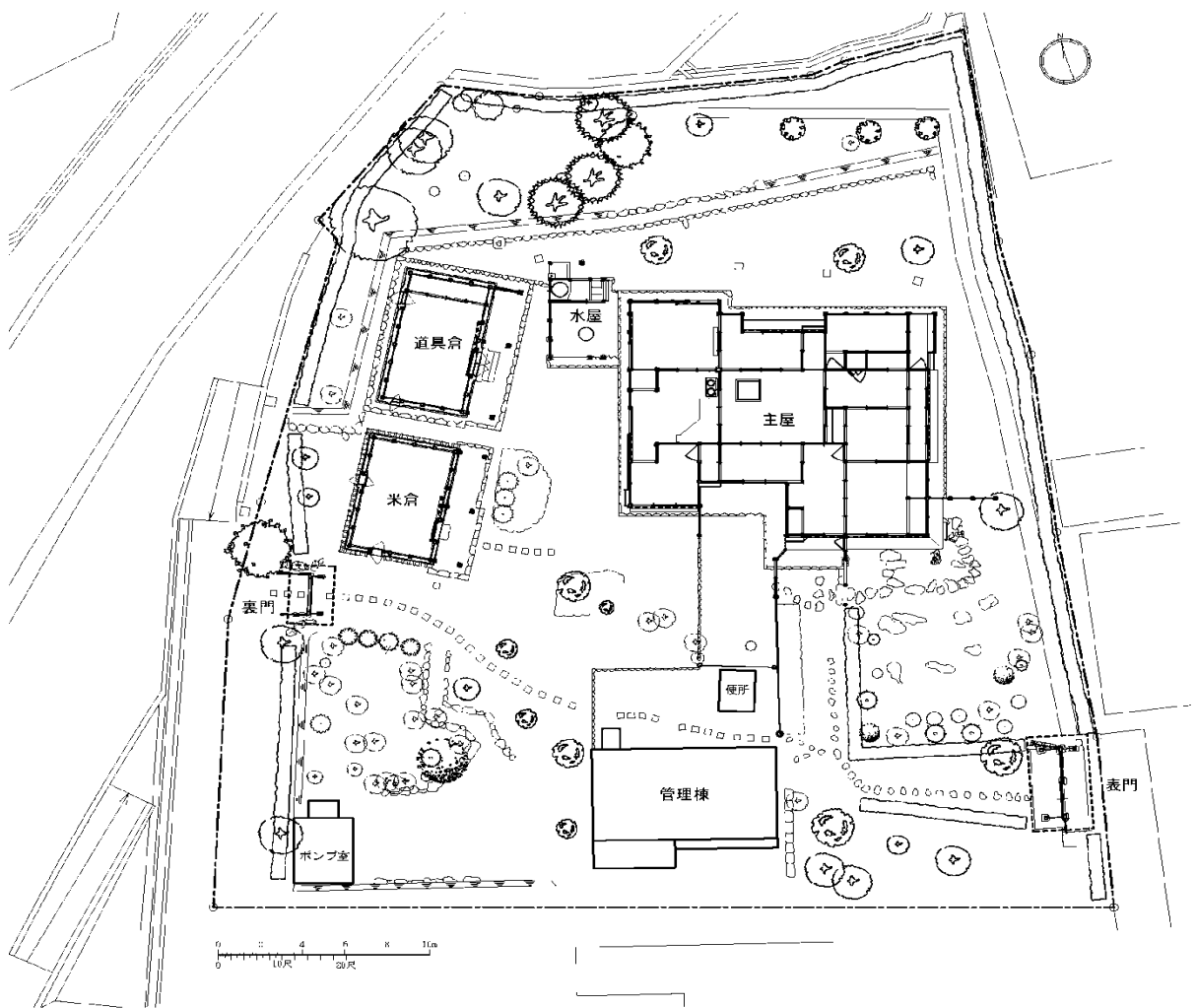


図 2-1 配置図

## ア 主屋

### (ア) 建物の状況

主屋の建築年代は文政2(1819)年と考えられる。19世紀中期一部柱間装置の変更が行われ、その後、水屋の増築があった。明治23(1890)年の「修繕用日記」には、「廂屋根」の葺替えを行った記録が記されている。昭和51(1976)年～52(1977)年の修理の際、改変が明らかとなった部分については、文政2年当時の姿に復旧したが、住居として使用していた「とりのま」部分については、現状のままにとどめた。

昭和60(1985)年度の修理では、茅葺全面葺替え及び棧瓦葺破損部分差し替えを、平成11(1999)年度に屋根の葺替えを行った。なお、平成26(2014)年に発生した台風第18号の暴風雨により毀損した棟部分については、屋根葺替事業着手までの間、防災シートで応急的に保護している。



写真 2-1 主屋 南面より見る



写真 2-2 主屋 北面より見る



写真 2-3 主屋 「どま」内観



写真 2-4 主屋 「ざしき」内観



写真 2-5 主屋 「いま」内観



写真 2-6 主屋 「どま」より「とりのま」を見る



写真 2-7 主屋 小屋組

(イ) 破損の状況

① 外部

〈屋根〉	各面茅葺の摩滅、棟積の破損（台風による被害）、下屋棧瓦葺の乱れ及び苔の繁茂が顕著。特に下屋の古瓦部分の破損が目立つ。
〈壁〉	外壁漆喰壁は比較的健全。ただし「ざしき」東面トコ裏の壁に一部亀裂が生じ、これに起因すると思われる雨垂れが内部トコ廻りの砂壁に見られる。昭和52年修理の際に、主屋東西面及び北面については、外壁保護を目的として腰壁が整備※されている。（※ 現状変更により腰板張りを撤去とあるが、保護を目的に腰壁を整備している。）
〈木部〉	軸部は比較的健全と見られる。「とりのま」南縁の縁板は腐朽し、合釘が露出するなど、機能が失われている。「ざしき」南縁の縁板は、古材が再用された部分の木の痩せにより、太柄が露出し、見苦しい状況となっている。また、戸袋は全般的に戸板の風食が顕著で、耐用年限に達しているものが多い。
〈建具〉	雨戸戸板の風食が顕著で、一部は応急的に取り換えられ、見苦しい状況となっている。式台入口両脇の戸板は摩滅が進行し、こぶし大の穴が開いている。
〈その他〉	犬走の叩きは、全般的に割れや表面の摩耗が顕著である。樋は、経年劣化に加え、枯葉や土砂が堆積した結果、竪樋の脱落や軒樋垂下が見られる。「ざしき」東縁の竹簀子が欠失している。

② 内部

〈土間〉	平成10(1998)年の豪雨により床下浸水の被害を受けた。泥が堆積し、これを除去した結果、土間叩きの表面仕上げが失われ、砂利などの骨材が露見している。
〈木部〉	軸部及び柱脚部は比較的健全な状態を保っている。床下浸水を受けているが、柱脚部の腐朽や蟻害等は現在のところ見られない。柱の傾斜はほとんど見られず、極端な不動沈下も確認されていない。
〈建具〉	障子は、障子紙の劣化による破損や不均一な張り替えが見られ、組子の一部が折損している箇所がある。襖は襖紙の劣化や小動物の爪砥ぎにより破損し、襖縁の漆塗りも一部劣化が見られる。
〈その他〉	畳は畳表や畳縁の日焼けや、一部摩耗が認められる。



写真 2-8 主屋 茅葺の摩滅と軒積の破損



写真 2-9 主屋 「ざしき」トコ廻りの雨垂れ



写真 2-10 主屋 「ざしき」南縁  
太柄の露出



写真 2-11 主屋 雨戸戸板の補修



写真 2-12 主屋 犬走りの摩耗



写真 2-13 主屋 土間叩きの骨材が露出



写真 2-14 主屋 床下浸水の痕跡



写真 2-15 主屋 襖の劣化と獣害

## イ 道具倉

### (ア) 建物の状況

道具倉は、主屋の西方に2棟ある倉のうちの一つで、北側の大きな土蔵である。この倉は、2代目関川繁好の継室亀が建築したものと伝わっているが、その建築年代は定かではない。ただし、出入口階段の煉瓦積や、洋風の小屋組、六角ボルトなどの金物の使用がみられることから、米倉の明治26(1893)年よりも古くはないと推測されている。

外壁は全て貼り瓦で目地漆喰も鼠色の漆喰(黒色漆喰が退色したものと考えられる)が用いられ、屋根の目地漆喰も同様であることから、地元では「関川の黒倉」と呼ばれていた。一方、室内も外壁と同様に、壁面に瓦が貼られている点が特徴的で、出入口は両開きの土戸としている点も、高知県内では珍しい形式とされている。

昭和52(1977)年の保存修理工事では、屋根葺替え・部分修理とされ、解体を伴う根本的な修理は行われていない。また、資料館としては、土戸を開放し、民具等の保管場所として活用してきた。

近年、土戸が肘壺金具の吊元より垂下し、開閉困難となっている。また、土戸が垂下し始めた段階で開閉を何度か行った結果、土戸下端が敷居石と干渉し漆喰が剥離している。そのため、令和2(2020)年度に土戸を開放した状態で枠組を組み立てており、そのまま保存修理まで存置する。



写真 2-16 道具倉 東面より見る



写真 2-17 道具倉 西面より見る

### (イ) 破損の状況

#### ① 外部

〈屋根〉	置屋根部分に雑木が繁茂している。下屋部分は北側中央と身舎壁面側に雨漏りがみられ、北東隅の広小舞が腐朽する。また、西面軒樋が南側に垂下、さらに北側が欠失している。
〈壁〉	東面に下屋部分の雨漏りによる泥汚れがみられる。北面海鼠壁がはらみ出し、クラック、紐漆喰の浮きが発生する。また、袖壁の漆喰上塗に剥離が生じている。

〈建具〉	東面土戸の肘壺金具が垂下したことに伴い、土戸下部が敷居に接触し圧壊、開閉が困難な状況である。
------	--

② 内部

〈木部〉	比較的健全な状態を保っている。建物北側に向かって不同沈下が確認されたが、このことが北面海鼠壁のはらみ出しの一因と考えられる。
〈壁〉	1階の壁面は外部と同様に貼り瓦の海鼠壁としているが、一部を除いて紐漆喰が施されていない。2階の壁面は、窓庇の腕木が室内側に貫通する部分の壁面に亀裂が生じ、後世の補修がみられる（樹脂系モルタルによる補修）。北側への沈下の影響を受け、2階床梁付近をはじめ、壁面の各所で漆喰上塗に座屈したようなひび割れがみられる。
〈その他〉	1階・2階とも、日常的な窓（土戸）の開閉が困難とみられる。床下換気口は各面に1か所ずつ設けられ、健全な通風が確認できるが、換気口まわりの土塗が破損している。床組材の一部に土蔵の柱とみられる転用材がみられるが詳細は不明である。



写真 2-18 道具倉 瓦の破損・落下と雑木



写真 2-19 道具倉 土戸



写真 2-20 道具倉  
北側壁面のはらみ出し



写真 2-21 道具倉 土戸の肘坪金具



写真 2-22 道具倉 土戸の肘坪金具



写真 2-23 道具倉 南側壁面の汚損



写真 2-24 道具倉 2階壁面の補修痕



写真 2-25 道具倉 2階壁面の亀裂



写真 2-26 道具倉 1階壁面の海鼠壁

## ウ 米倉

### (ア) 建物の状況

米倉は、主屋の西方に2棟ある倉のうちのひとつで、南側の土蔵である。外壁は白漆喰の大壁とし、水切瓦を設け、3方の腰壁を貼瓦の漆喰海鼠壁とする。小屋組は二重梁とし、洋釘が用いられている。米倉は3代目繁興が明治25(1892)年の秋から26(1893)年の正月にかけて再建したものとされ(注3)、関川家出入の左官楠瀬楠吉が提出した平面略図と積算書、仕様書が残る(注4)。

昭和52(1977)年の保存修理工事では半解体修理とし、梁材等の取替え、屋根葺替えが行われた。また、資料館としては、民具等の展示又は保管場所として活用してきた。

(注3) 修理工事報告書において「年表(中略)によると繁興は家督を継いで日が浅く年少でもあったと考えられるから実際は2代目繁好の継室亀が采配を振ったものであろう」とされる。

(注4) 「御藏積及ヒ仕様書」、「米藏建築の日雇人役帳」「米藏建築材料数量代金支拂扣帳」。いずれも『関川家修理工事報告書』(昭和53年)27ページ「ハ 米藏建築に関する史料」に記載。



写真 2-27 米倉 東面より見る



写真 2-28 米倉 南面より見る

### (イ) 破損の状況

#### ① 外部

〈屋根〉	置屋根は南西部の一部に広小舞の腐朽と化粧裏板の割れ、西側軒樋の欠失がみられる。下屋は北東部に広小舞と登淀の腐朽がみられ、東面の雀口漆喰が脱落している。さらに、道具倉南東側の降棟の瓦の落下による棧瓦の破損や落下、置屋根の瓦の落下による下屋部分の棧瓦の破損及び落下がみられる。置屋根東面と下屋には古瓦を用いるが、耐用年限に達している。
〈壁〉	海鼠壁の南面下部と南西隅、北西隅の紐漆喰に浮き、割れ、剥がれがみられる。また、南面漆喰壁面にヒビ、南西隅の水切瓦の紐漆喰に割れや剥離がみられる。中塗仕上とする床下換気口枠に割れが生じている。



② 内部

〈木部〉	健全な状態を保っている。 柱の傾斜は確認されず、不動沈下もほとんど見られない。
〈その他〉	床板の一部に汚損がみられる。現在のところ、雨漏りはみられない。また、周辺環境及び床下は湿潤な状況であると考えられ、換気口は南北面床下にそれぞれ1か所ずつあるが、いずれも開口面積が小さく十分な換気ができていないと考えられる。



写真 2-29 米倉 下屋広小舞の腐朽



写真 2-30 米倉 瓦の破損・落下



写真 2-31 米倉 海鼠壁の漆喰浮き, 割れ



写真 2-32 米倉内部床板

エ 表門

(ア) 建物の状況

敷地東面の南寄りに位置し、二間薬医門の棧瓦葺とする。北側を腰付きの土壁とし、南側に潜り戸付きの大戸を設ける。北面には東西それぞれに板塀を設け、門の南側には約半間の板塀がつく。門の南北は生け垣に続き、敷地境界を形成する。建築年代は主屋より降るとみられるが明確でない。

昭和 52 年の保存修理工事では解体修理が行われた。機材搬入のための解体であったが、南北の本柱と控柱に根継を施した。

(イ) 破損の状況

本柱が西側に傾斜している。また、東側の軒樋が垂下しており、南側控柱の根継部に腐朽がみられる。



写真 2-33 表門 東面より見る



写真 2-34 表門 西面より見る



写真 2-35 表門根 継部分の腐朽

オ 裏門

(ア) 建物の状況

敷地西側中央に位置し、一間薬医門の棧瓦葺とする。柱間を両開きの板戸とし、南に潜り戸を設ける。東側に控柱を設け、西側に板塀が付属する。棟積とケラバに紐漆喰を用いる。板塀、貫、開き戸に弁柄塗装が残る。

(イ) 破損の状況

〈屋根〉	棟の紐漆喰とケラバ漆喰に経年劣化による割れがみられる。西側軒樋の北端が垂下している。
〈木部〉	柱が東側に傾斜し、柱脚部が腐朽している。板塀は破損が著しく、柱が外側に大きく傾斜している。柱と壁板の接地部分や笠木は腐朽し、板塀西側の全体に苔が発生している。
〈建具〉	板の一部に穴がみられる。潜り戸の後補のドアノブが不良である。
〈その他〉	敷地内側のコンクリート土間に割損がみられる。



写真 2-36 裏門 東面より見る



写真 2-37 裏門 西面より見る



写真 2-38 裏門 板塀の腐朽



写真 2-39 裏門 棟・ケラバ漆喰の割れ

## カ 水屋

### (ア) 建物の状況

主屋の北西約半間の位置に建つ。南に流しと井戸を設け、北側に風呂場を置く。

風呂の北側に約半間の庇を伸ばし、煙突と焚口を設ける。庇の北側半間はトタン葺とするが、腐朽が著しい。

建築年代は不明であるが、主屋建設後に増築されたとみられ、昭和 52(1977)年の保存修理工事で主屋から切り離された。柱、梁、桁等の大部分の軸部材に転用材が用いられ、一部は、間渡竹の痕跡が残る土蔵の隅柱と推定される。現在は掃除用具等の保管場所として使用されている。

### (イ) 破損の状況

煙突周囲の化粧板が収まり不良のため脱落。また、煙突は石綿パイプのため交換を要する。水屋南面と北東隅のトタン葺は腐食が著しく、錆により破損・欠失している。トタン部分は取り外し。ケラバ漆喰に割れ、剥落がみられる。水屋東側妻面は主屋雨樋の溢水により母屋、棟木、梁が腐食している。



写真 2-40 水屋 南面より見る



写真 2-41 水屋 北東隅のトタン葺



写真 2-42 水屋 東側妻面



写真 2-43 水屋 東側風呂焚口

## (2) 管理状況

旧関川家住宅は、高知市旧関川家住宅民家資料館条例（平成2年4月1日条例第7号）の施行により、現在資料館として公開中である。資料館の運営業務は外部委託しており、毎週水曜日と年末年始を除く日の午前9時から午後4時まで開館している。除草、剪定は、年間適宜実施している。



写真 2-44 パンフレット表面



写真 2-45 パンフレット裏面

## 2 保護の方針

郷土屋敷として県内では、安岡家住宅と当住宅の2棟が重要文化財に指定されている（県内の重要文化財である民家は、ほかに、山中家住宅（いの町）、竹村家住宅（佐川町）、吉福家住宅（土佐清水市）、旧竹内家住宅（四万十町）がある）。平成元（1989）年（土地は平成5（1993）年）に本市所有となつてからは、建造物そのものを民家資料として位置付け、民具の展示等を含め資料館として公開してきた。

昭和51（1976）～52（1977）年にかけて行われた保存修理工事では、建物を文政2（1819）年当時の形式に復旧することとしたが、当時、居宅として使用されていたことを考慮し、部分的に現状のままとして、「ざしき」「おく」境の間仕切りや、「とりのま」の玄関構え、「上雪隠」の復原は見送られた。

以上のことから、保存管理の基本方針は前回保存修理工事に倣い、以下のとおりとする。

### ○ 保存管理の基本方針

前回（昭和52年）の保存修理工事完了時の姿を基本として保存を行う。

主屋については、建築年代の確認及び当該年代への復原について、今後検討する。

### ○ 保存年代の設定

敷地内の指定建造物のうち、建築年代が最も新しいとされる道具倉が明治中期頃と推測され、その頃現在の屋敷構えが整ったと考えられることから、明治中期を敷地全体の保存年代とする。

ただし、主屋については、前回保存修理工事を行った昭和52年の修理の際には、文政2年を目指していたものの、当時居宅として使用していたことを考慮して保存修理が実施された。また、建築年代への疑義があることも含め、主屋の当初の姿について新たな知見が得られた段階で見直しを検討していくこととし、現地点では、昭和52年の保存修理工事完了時の姿を今後も引き続き維持していく。

(1) 部分の設定と保護の方針

〈部分〉とは、文化財建造物の屋根、外装（各面）、各部屋を単位とする区分を指す。

〈部分〉の区分を「保存」、「保全」、「その他」に設定し、各々について保護の方針を定める。〈部分〉の設定に当たっては、各建物の今後の活用計画などを検討し、下表のように区分する。

表 2-1 部分設定表

区 分	設 定	該当範囲
保 存 部 分	文化財としての価値を特に有し、その価値を守るために厳密な保存を行うことが必要な部分	主屋、表門、道具倉、米倉、裏門
保 全 部 分	保存部分と一体になって文化財の意匠的な価値を担う部分で、文化財的価値を損なわないよう維持及び保全することが必要な部分	水屋（風呂以外）
その他部分	活用又は安全性向上のために改修などを行うことができる部分	水屋（風呂）

なお、水屋については、前回修理（昭和 52 年）時に現状変更許可を経て主屋と一連となっていたものを切り離された建物であるが、柱・梁など水屋を構成する部材の多くは転用材と見られ、特に柱は土蔵の柱であることを示す痕跡が残存し、前身の蔵のものである可能性があるため、建物本体は保全部分又はその他の部分に区分するが、部材は基準 1・2 と設定した。

水屋の風呂部分については、近年に必要なに応じて風呂釜周囲の改修が行われたと考えられ、明らかに他の部分と異なる工法や材料が用いられている。風呂周囲の壁面はコンクリートブロック積のモルタル塗りとされ、木部との境もモルタルにより姑息的に壁を納めているため、部分部位の設定においては、その基準に差異を設けることが適当と判断された。

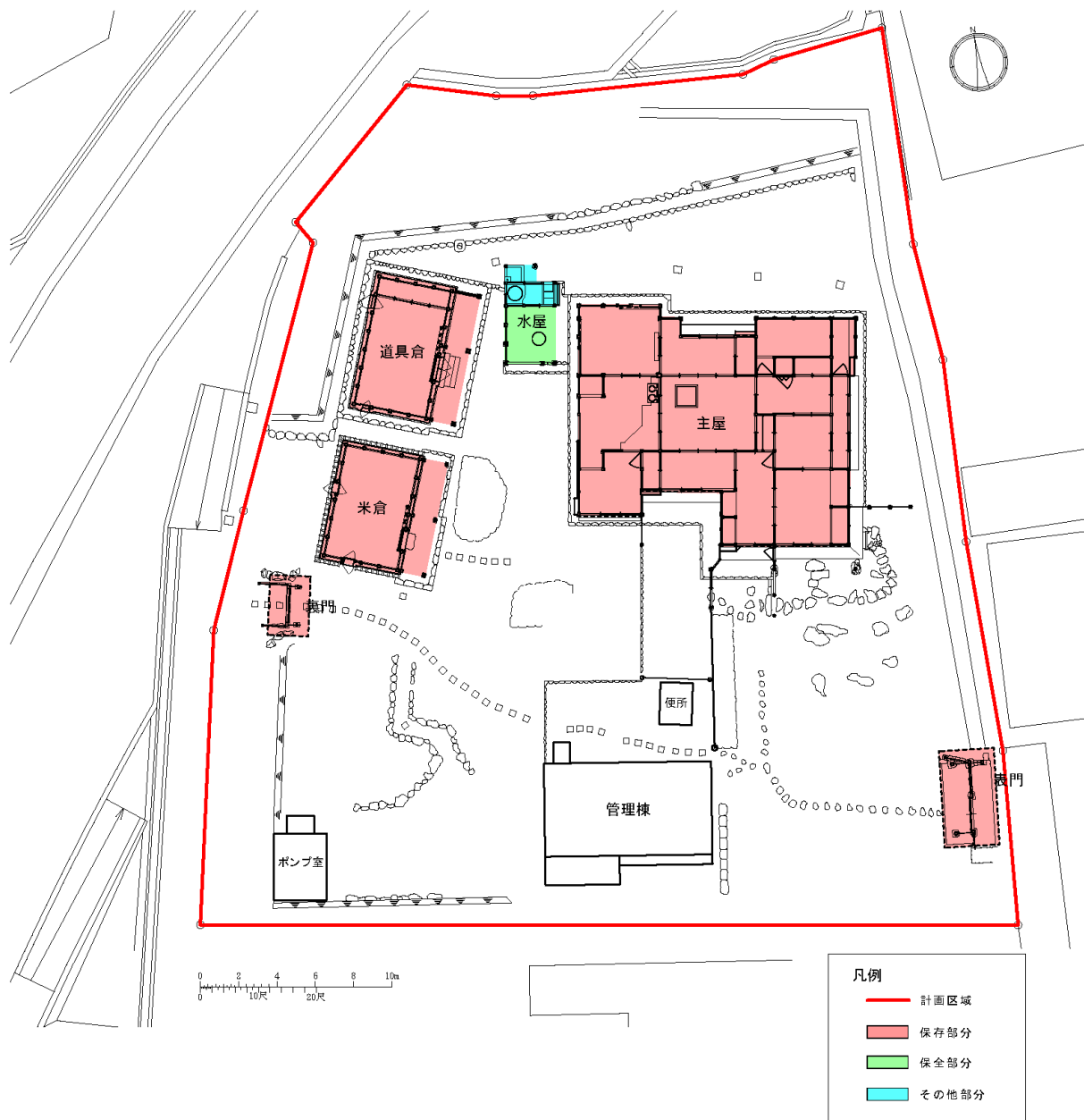


図 2-2 部分設定図

(2) 部位の設定と保護の方針

〈部位〉とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓等）を単位として設定される区分を指す。〈部位〉の区分を基準1～5に設定し、各々について保護の方針を定める。

各部分部位の内容とそれぞれの保護の方針を以下に示す。

基準	設定	該当部位
基準1	材料自体の保存を行う部位 主要な構造に係る材・当初の部材等	礎石、束石、束、柱、間柱、控え柱、桁、軒桁、出桁、梁、登梁、牛梁、火打梁、貫、足固め、冠木、腕木、棟木、母屋、隅木、面戸、垂木、化粧垂木、野地板、化粧野地板、化粧裏板、破風、懸魚、竿縁天井、廻縁、根太天井、扱首、屋中竹、垂木竹、蹴放し、土間叩き、コンクリート土間、板敷、框、胴差、長押、差鴨居、鴨居、敷居、床板、床框、床柱、落掛け、無目、天袋、地袋、釘隠し、四分一、畳寄せ、沓脱ぎ木台、いろり、ささら子下見板張、羽目板張、板張、板壁、瓦張、海鼠壁、水切瓦、棚、神棚、吊り棚、お札入れ、刀掛け、吊り金物、板塀、舞良戸、腰付格子戸、網戸、板戸、襖戸、明障子、簀戸、欄間、板欄間、とびら、大扉、潜戸、土扉、裏白戸、鉄扉、鉄格子、格子、階段扉、ガラス窓、無双窓、雨戸、戸袋、縁板、縁葛、縁束、沓石、階段、石階段、袖壁、通気口、戸袋側板、かまど、修理銘板、修理銘札、仏壇、押入、基礎、井戸、流し、五右衛門風呂
基準2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位	畳敷、漆喰塗、黒漆喰塗、鼠漆喰塗、土壁（中塗壁）、モルタル塗、棚、茅葺、棧瓦葺、看板、軒樋、竪樋、樋受金物
基準3	主たる形状及び色彩を保存する部位	はしご、お札入れ
基準4	意匠上の配慮を必要とする部位	吊下照明、蛍光灯、壁掛け照明、電球、トタン張、波板葺、煙突、板塀、郵便受け
基準5	所有者等の裁量に委ねられている部位 意匠上の配慮を必要とし、保存活用の必要に応じて決定する部位	スポットライト、スイッチ、コンセント、総合盤、警備受信機、防災シート、感知器

※ 明障子は基準1となるが、障子紙は基準3とする。



表 2-2 部分・部位設定表

区 分	設 定	保 存 部 分 厳密な保存が必要な部分。	保 全 部 分 文化財の価値を損なわない維持及び保全が必要な部分。	その他部分 活用又は安全性向上のために改修等ができる部分。
基準 1	材料自体の保存を行う部位 主要な構造に係る材・当初の部材等	材料自体の保存を行う。 取り替える場合は同種、同材、同寸法とする。		
基準 2	材料の形状・材質 ・仕上げ・色彩の保存を行う部位 定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う。 取り替える場合は同種、同材、同寸法とする。		
基準 3	主たる形状及び色彩を保存する部位	補修・更新の際は現状の仕様とする。 また、意匠に配慮する。	補修・更新の際は現状の仕様とする。 また、意匠に配慮する。必要に応じて撤去を検討する。	
基準 4	意匠上の配慮を必要とする部位	補修・更新の際は現状と類似の仕様とする。また、意匠に配慮する。	補修・更新の際は現状と類似の仕様とする。また、意匠に配慮する。必要に応じて撤去を検討する。	
基準 5	所有者の裁量に委ねられている部位 意匠上の配慮を必要とし、保存活用の必要に応じて決定する部位	補修・更新の際は意匠に配慮する。 必要に応じて撤去を検討する。	補修・更新の際は意匠に配慮する。 必要に応じて撤去を検討する。	

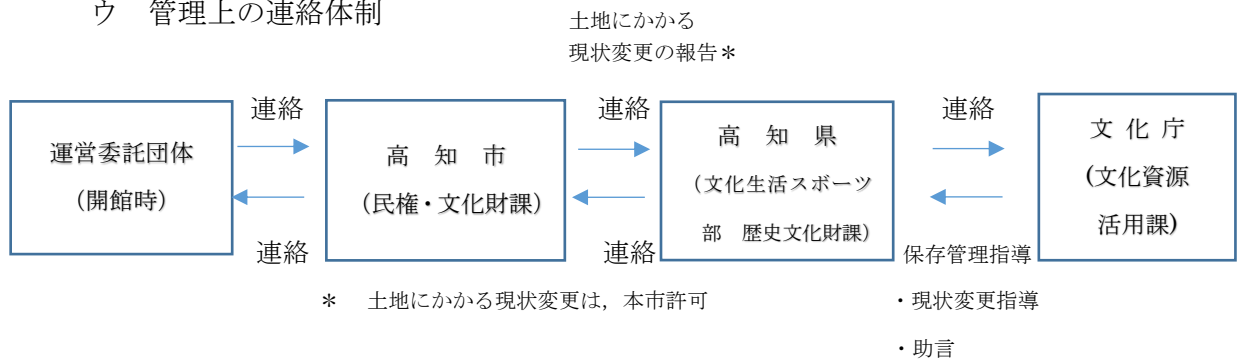
### 3 管理計画

#### (1) 管理体制

ア 担当部局 高知市総務部 民権・文化財課 文化財担当

イ 電話番号 088-845-8529 (資料館), 088-832-7277 (民権・文化財課)

#### ウ 管理上の連絡体制



#### (2) 管理方法

##### ア 保存環境の管理

##### (ア) 清掃・整頓に関する事項

運営委託団体の管理人（以下「管理人」という。）により清掃・整頓を定期的に行う。あわせて、定期的な除草・剪定を実施する。

- ・ 木部の清掃は、箒や雑巾などで空拭きを行い、必要に応じて固く絞った雑巾を用いる。
- ・ 掃除機の使用は、広い部屋の中央部などに限定し、周辺部は部材を傷めないように箒などを使用する。
- ・ 壁紙は静電気を利用した掃除道具などで丁寧に埃を取る。
- ・ 化学雑巾や薬品は使用しない。
- ・ 敷居などに入った砂や小石は、極力取り除き、建具や敷居の摩滅を防ぐ。

##### (イ) 日照・通風の確保に関する事項

- ・ 資料館開館時に定期的に開閉し、屋敷内、倉内の通風・換気を行う。また、隣接する樹木の枝払いを適宜行う。

##### (ウ) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

資料館開館時に管理人による確認を行い、雨掛かりとなるようなものを整理する。また、獣が掘った穴の有無を確認する。防腐・防虫処置や獣の捕獲等の実施については、必要に応じて管理者である本市で検討し、対応する。

##### (エ) 風水雪害に関する事項

台風や大雨等の警報等に対しては、管理人により可能な応急処置を施す。破損や被害を確認した時は、管理人により、現況を撮影する等の記録を取り、本市に報告する。また、危険を回避する応急措置を施す。本市は、その破損の

規模に関わらず高知県，文化庁へ報告する。方法については，高知県，文化庁との協議の上，応急措置を講じる。

閉館時に異変の連絡を受けた場合は，本市の職員が現場を確認し，危険回避の応急措置を施すとともに，高知県，文化庁に報告する。

以上の事態における応急措置については，高知県，文化庁との協議の上，講じることとする。

(オ) 毀損・盗難・防火等の事故防止に関する事項

開館中においては，管理人による巡回を行う。

夜間，休館日の毀損・盗難・放火等の事故防止に関し，警報システムを導入している。また，火災発生時の通報のために火災報知機を設置している。

火災報知器や警報システム，防火施設については，保存修理の実施にあわせて見直しを行う。

イ 建造物の維持管理

維持管理における点検の項目や修理届を要しない日常の手入れ，小規模な修繕等の内容について，点検すべき点，対処方法を示す。

なお，定期的な点検事項については，点検リストを作成して記録を取り，異常の進行を確認した場合，開館時においては，管理人が本市へ連絡し，対処する。

また，補修を行う際は，今後の保存修理の参考となるよう記録を取る。

(ア) 外構・基礎・縁回り・床下

外部から床下を覗いて状況を点検する。

- ・ シロアリの蟻道や木の葉の体積等の状況  
→ 防蟻処理，堆積物の除去を行う。
- ・ 獣類の侵入形跡の状況  
→ 出入り用の穴や糞があれば，当該獣類を捕獲し穴を埋める。
- ・ 樹木根の影響等  
→ 基礎に影響を及ぼす根は可能な範囲で切断し除去する。

(イ) 外壁

外回りから目視で状況を確認し記録する。必要に応じて脚立・足場等を用いる。

- ・ 漆喰塗や塗装面の亀裂や剥落の状況  
→ 雨水の侵入を防ぐため補修する。
- ・ 木製建具枠等の破損・劣化の状況

(ウ) 内壁

各室内の状況について目視で状況を確認し記録する。

仕上げ材（壁紙，土壁，板壁，塗装面等）の汚れ，亀裂，割れ，剥落等の

状況

(エ) 床及び畳

各建造物の各室内，廊下等の摩耗・傷・ささくれや床のゆるみ等について目視で状況を確認し記録する。また，破損を防ぐために以下のような対策を講ずる。

(オ) 屋根及び樋

- ・ 屋根については，台風や大雨の際に雨漏りや天井の滲みが生じている箇所を記録する。  
→ 移動した瓦の復旧。目地への漆喰塗。
- ・ 樋については，周辺の樹木の落葉や砂の堆積がないかを確認する。  
→ 樋の掃除を適宜行う。特に台風や落葉後には注意する。周辺樹木の枝を剪定する。

(カ) 建具・金具類

- ・ 毎日の開閉の中で建具の状況を点検する。  
→ 開閉時には丁寧に扱う。不具合を確認し専門家の調整が必要な場合は本市に連絡をする。
- ・ 金具類は丁寧に取り扱い，状況を確認する。  
→ ゆるみがある場合は締め直す。破損したものや外れたものは保管する。



写真 2-46 主屋「イマ」 西面よりみる

#### 4 修理計画

##### (1) 当面必要な維持修理等の措置

道具倉土戸の開閉困難な部分については、耐震診断に係る調査の必要性から、土戸の一部を調整した上で開放し、木枠による固定を行った（令和2年11月実施）。

##### (2) 今後の保存修理計画

現在破損が見られる部分における、令和5年度以降から予定している保存修理工事の修理方針を以下に記す。

[修理方針]

主 屋	<p><b>【屋根葺替え・部分修理（木部，造作ほか）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅葺屋根は棟積とも全面葺替え</li> <li>・ 下屋棧瓦葺は一旦解体の上，葺き直し</li> <li>・ 木部は，縁回り及び戸袋を補修</li> <li>・ 建具は，障子紙の貼り直し，組子補修，板戸や雨戸の戸板の補修，襖紙の貼り直しなどの補修を行う。</li> <li>・ 土間叩き及び犬走叩きを補修</li> <li>・ 軒樋を更新</li> <li>・ 畳の表替え</li> <li>・ 空気管などの自火報設備のうち，修理に関わる部分を一旦取り外し，復旧を行う。</li> </ul>
道具倉	<p><b>【屋根葺替え・部分修理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 置屋根及び庇の棧瓦葺は全面葺替え</li> <li>・ 置屋根の化粧裏板及び広小舞の一部を補修</li> <li>・ はらみ出しが認められる北面外壁を塗り直し</li> <li>・ 入口土戸の漆喰塗り直し，及び肘壺金具廻りを補修</li> </ul>
米 倉	<p><b>【屋根葺替え・部分修理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 置屋根及び庇の棧瓦葺を全面葺替え</li> <li>・ 置屋根の化粧裏板及び広小舞の一部を補修</li> <li>・ 南面及び西面の海鼠壁紐漆喰を塗り直し</li> </ul>
表 門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全解体修理</li> </ul>
裏 門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全解体修理</li> </ul>
水 屋	<p><b>【屋根葺替え・部分修理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根棧瓦葺は全面葺替えとし，トタン葺部分を撤去</li> <li>・ 風呂釜周囲のコンクリートブロック積の補修を行い，煙突を更新</li> <li>・ 給排水設備を更新</li> </ul>

### (3) 主屋復原の方向性

現在の旧関川家住宅は、本市に移譲され、資料館として一般公開しながら活用されており、居宅として使用されている状況にはない。前節において、保存管理の方針として、「前回（昭和52年）の保存修理工事完了時の姿を基本として保存を行う」こととしたが、旧関川家住宅の歴史的価値や郷土屋敷としての特徴をより明確に説明するうえで、『関川家住宅工事報告書』に記載された内容を改めて検討する必要がある。

前回の保存修理工事では、修理完了後も引き続き居宅として使用されることを念頭に、現状変更を行ったものの、文政2（1819）年当時の完全な復原は行われなかった経緯がある。この点に関して、『関川家住宅工事報告書』では、当時の痕跡調査より主屋の文政2年当時の間取りについて考察がなされている。文政2年当時への復原を行わなかった箇所は次のとおりである。

#### ア 「ざしき」「おく」境の間仕切り（図2-3）

現状：襖引違

当初：土壁（真壁）

#### イ 「とりのま」の玄関構え

現状：四畳部屋

当初：土間

#### ウ 「上雪隠」の痕跡

現状：欠失

当初：「ざしき」東面に方半間程度の建物

これらの痕跡調査内容は、信ぴょう性が非常に高く、土佐藩における郷土屋敷の特徴をよく表しているものと判断される。今後の維持管理修理や根本修理を機会として、将来的な整備の方向性として上記の箇所について年代確認も含め、文政2年当時の復原の方向性を検討することは、旧関川家住宅の文化財的価値をより高めることに繋がるものと考えられる。将来的に全体を文政2年の姿に復原することについて、保存修理事業の中で改めて検討を進めていく。

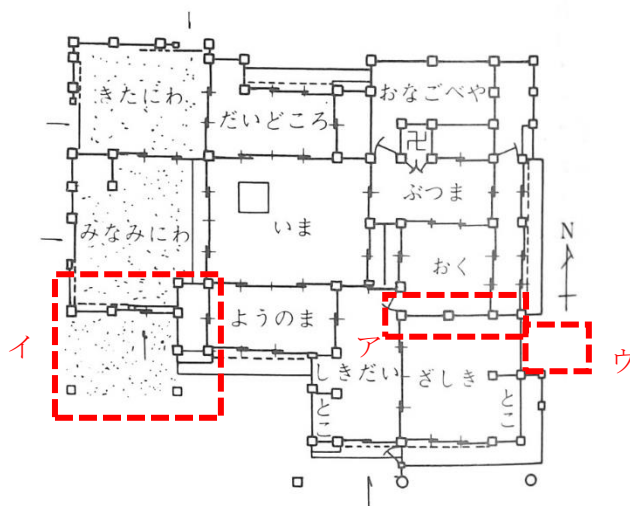


図2-3 当初復原平面図

『関川家住宅工事報告書』より  
抜粋